

申請方法・期限

- ・申請は、住所地を所管する県保健所（県地域振興局福祉環境部）で、必要な書類をすべて揃えてから行ってください。郵送での提出も可能です。
- ・申請期限は、治療が終了した日から9か月以内ですが、令和6年11月末日までは経過措置があります。

提出書類

申請書等は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（コンテンツ番号：70246）」からダウンロードできるほか、県保健所窓口でも配布しています。

- ☐ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業申請書（申請者が記入）
- ☐ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業受診等証明書（実施医療機関の医師が記入）
- ☐ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（協力医療機関の医師が記入）
- ☐ 医療機関が発行した領収書等（医療機関の処方による薬代も含みます。診療報酬明細の提出を依頼する場合もあります。）
- ☐ 住民票（申請日から3ヶ月以内で、マイナンバーの記載がないもの）

※特定不妊治療費助成制度と同時に申請する場合、重複する添付書類（住民票等）は写しでも可とします。

経過措置について

令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に治療が終了している方については、令和6年11月末日までに申請してください。また、令和5年度中に治療が終了している場合は、申請日が令和6年度であっても、令和5年度分で回数を計上することとします。

●不妊治療費助成 相談・受付窓口一覧

県保健所（地域振興局福祉環境部）で申請の相談・受付を行っています。郵送での提出も可能です。
郵送の場合、特定記録郵便や簡易書留を利用して送付して下さるようお願いします。また、申請に関する事で連絡する場合がありますので、申請書には必ず電話番号をご記入ください。

◇受付：月～金曜日 8時30分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日を除く）

保健所	管轄市町村	所在地	電話
大館保健所	大館市、鹿角市、小坂町	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952
北秋田保健所	北秋田市、上小阿仁村	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1166
能代保健所	能代市、藤里町、三種町、八峰町	〒016-0815 能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田中央保健所	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番地1	018-855-5170
由利本荘保健所	由利本荘市、にかほ市	〒015-0885 由利本荘市水林408番地	0184-22-4122
大仙保健所	大仙市、仙北市、美郷町	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
横手保健所	横手市	〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006
湯沢保健所	湯沢市、羽後町、東成瀬村	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

※秋田市に住所のある方は、秋田市の制度の対象です。詳細は秋田市にお問い合わせください。

担当課	電話
秋田市子ども家庭センター 子ども健康課	018-883-1172

※このほか、各市町村で助成制度を設けている場合があります。詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。

発行 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 TEL(018)860-1422

幸せはこぶコウノトリ（不妊治療総合支援）事業〈令和6年度版〉



新しい命に、会いたい

● 秋田県の不妊治療支援のご案内 ●

3組に1組を超えるご夫婦が不妊を心配したことがあると言われています。こうしたご夫婦の中には、治療にかかる費用や心理的な面で悩んでいる方々がたくさんいらっしゃいます。

県では、ご夫婦が安心して治療に取り組めるよう、不妊に関する治療や専門医療機関の情報等を提供し、精神的・経済的な相談に応じる「こころとからだの相談室～不妊専門相談センター～」を設置しています。

また、保険適用となる体外受精および顕微授精（以下、特定不妊治療とします）に要した治療費の一部の助成に加え、特定不妊治療と併せて実施する「保険適用外の先進医療」及び「先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療」に要する費用の一部も助成しています。

1 1こころとからだの相談室～不妊専門相談センター～

妊娠、不妊、不育に関する悩みについて、専門家（医師、看護師、助産師、臨床心理士）による相談を行っています。男女問わず利用できます。お気軽にご相談ください。

場 所 秋田大学医学部附属病院 1階 婦人科外来内
（秋田市広面字蓮沼44-2）

こころとからだ 秋田

検索

専用ウェブサイトはこちら



相談種別	相談内容	相談時間	相談日					電話番号
			月	火	水	木	金	
面接相談 （予約制）	不妊・不育に関する検査、治療、費用等についての相談	午後2時～4時	●				●	面接相談予約専用電話 TEL(018)884-6666 電話受付／月～金曜日 午前9時～午後5時
	不妊・不育にともなう心理的な相談（臨床心理士対応）	午後2時～4時 （第1・3水曜日のみ）			●			
電話相談 （予約不要）	不妊・不育に関すること	午後1時～2時	●				●	電話相談専用電話 TEL(018)884-6234
メール相談	不妊・不育に関すること	「こころとからだの相談室」専用ウェブサイト相談フォームがあります。						

※相談は無料です。面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。
※面接相談は、1時間程度で、各曜日とも2組まで相談できます。
※面接・電話相談とも土日・祝日及び12月29日～1月3日は実施していません。



2 特定不妊治療費助成事業について

秋田県では、特定不妊治療費助成事業として、特定不妊治療の保険適用後の自己負担額について、助成を行っています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ・秋田県内（秋田市を除く）に住所があること（※秋田市に住所のある方は、秋田市の制度の対象です。）

対象となる治療

次のいずれかに該当する治療が助成の対象です。

- ・特定不妊治療のうち保険診療として認められた治療。
 - ・保険外診療で受けた特定不妊治療のうち、上記と同様の内容で行う治療。
- ただし、保険算定回数の上限まで治療を行い、なお治療を継続した場合のものに限ります。

助成回数

保険診療（令和4年4月1日以降）における初回の治療開始日の妻の年齢で判断します。

保険診療における 初回の治療開始日の妻の年齢	胚移植の 保険適用回数	県 助 成 回 数
妻の年齢が40歳未満	1子ごとに6回まで	1子ごとに9回まで（保険適用回数終了後、保険外診療で治療を継続する場合の助成は3回まで）
妻の年齢が40歳以上43歳未満	1子ごとに3回まで	1子ごとに3回まで（保険適用分に限りです）
妻の年齢が43歳以上	保険適用なし	助成対象外

回数のカウントについては、「美の国あきたネット（コンテンツ番号：862）」に具体例を掲載しています。

助成金額

治療の区分に応じて、1回の治療あたりの助成上限額を設けています。

なお、助成にあたっては医療保険者が負担する高額療養費・付加給付金を控除します。

治療区分	治 療 方 法	1回の治療（保険適用） あたりの助成上限額	保険算定回数上限を 超えた場合の1回あたりの 助 成 上 限 額 （最大3回まで）
A	新鮮胚移植を実施	9万円	30万円
B	凍結胚移植を実施	9万円	30万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	3万円	10万円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	9万円	30万円
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	9万円	30万円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	3万円	10万円
男性不妊治療 （※）	精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸収採取法（MESA）等	9万円	30万円

※特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための男性不妊治療を行った場合に加算します（Cの治療の場合を除きます。）。

申請方法・期限

- ・申請は、1回の治療が終了するごとに、住所地を所管する県保健所（県地域振興局福祉環境部）で、必要な書類をすべて揃えてから行ってください。郵送での提出も可能です。
- ・申請期限は、治療が終了した日から9か月以内です。

提出書類

申請書等は、「美の国あきたネット（コンテンツ番号：862）」からダウンロードできるほか、県保健所窓口でも配布しています。

- ☐ 特定不妊治療費助成事業申請書
 - ☐ 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（治療実施医療機関の医師に記入を依頼してください。）
 - ☐ 特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（協力医療機関の医師に記入を依頼してください。）
 - ☐ 医療機関が発行した領収書等（医療機関の処方による薬代も含みます。診療報酬明細の提出を依頼する場合があります。）
 - ☐ 夫および妻の住民票（発行から3ヶ月以内で、マイナンバーの記載がないもの）
 - ☐ 治療を受けた方の健康保険証の写し（マイナ保険証の場合は、その内容が確認できるもの）
 - ☐ ご加入の医療保険から交付される「限度額適用認定証」の写し
 - ☐ 高額療養費や付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（支給決定通知書等）
- ※医療保険者からの高額療養費・付加給付金の支給決定通知書等発行には時間を要することがありますので、申請期限に間に合うよう、早めの手続きをお願いいたします。

注意事項・よくある質問

- ・治療は保険診療であっても高額となる場合があります。申請をお考えの方は、あらかじめ自身がご加入の医療保険者から、「限度額適用認定証」の交付を受けてから受診するようお願いします。
- ・1回の治療とは、実施医療機関で作成された胚移植術に向けた治療計画に基づく、胚移植術の実施に向けた一連の過程を指します。
- ・卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成の対象となりません。

3 先進医療等不妊治療費助成事業について

特定不妊治療のうち、保険適用となる不妊治療と併せて実施する「保険適用外の先進医療」、及び「先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療」に要する費用を助成しています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ・秋田県内（秋田市を除く）に住所があること（※秋田市に住所のある方は、秋田市の制度の対象です。）

対象となる治療

※先進医療及びその実施医療機関は、厚生労働省ホームページに掲載されています。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html>)

次のいずれかに該当する治療が助成の対象です。

- ・先進医療として告示されている不妊治療であって、その実施機関として承認されている保険医療機関で実施するもの（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、先進医療を実施している場合は助成の対象とします。）。
- ・先進医療とならない保険適用外の治療を含む治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合については、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とします。）。

助成回数と助成金額

実施した治療に応じて助成回数と助成上限額を設けています。

治療方法	助成回数	助成上限額
保険適用となる不妊治療と併せて実施する保険適用外の先進医療	1年度に1回まで（※1）	10万円
先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療	1年度に1回まで（※1）	30万円または10万円（※2）

※1 令和6年11月末日までは経過措置があります。

※2 特定不妊治療の治療区分が、CまたはFの場合は10万円が上限となります。
C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施、F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止